

給与所得者異動届出書(普通徴収)の記入例

* 退職後、未徴収分を本人が納付する場合

給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。右の※印の欄には記入しないでください。

	令和○年○月○日	住所(居所)又は所在地 〒901-1292 沖縄県南城市大里字○○○○番地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号 123456789	※CD 現年度 新年度 旧年度
年税額	120,000円	フリガナ カブシキガイシャ ナンジョウ〇〇	名称 株式会社 なんじょう〇〇 (印)	宛名番号(注1) 1	連絡者 係 総務課 給与係 氏名 南城 一郎 TEL (098)○○-○○(内線)
月割額	6月 10,000 7月 10,000 8月 10,000 9月 10,000 10月 10,000 11月 10,000 12月 10,000 1月 10,000 2月 10,000 3月 10,000 4月 10,000 5月 10,000	フリガナ ナンジョウ タロウ	生年月日 S〇年〇月〇日	特別徴収税額(年税額) 120,000	異動年月日 R〇年〇月〇日
		氏名 南城 太郎	特別徴収税額(月分) 6月分 10月分	未徴収税額(年税額) 11月分 5月分	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所変更
		受給者番号	特別徴収税額(月分) 6月分 50,000円 10月分 70,000円	未徴収税額(月分) 11月分 70,000円 5月分 70,000円	異動後の未徴収税額の徴収 A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収
		個人番号 2222222222222222			Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。
		1月1日現在の住所 沖縄県南城市大里字○○○○番地			
		給与支払を受けなくなった後の住所 同上			
		現住所			

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う。
※南城市より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。
一括徴収した税額は 〇 月分まで納入する
(〇 月 〇 日納入)
給与又は退職手当等の支払予定日 〇 月 〇 日 異動者印

A 特別徴収継続(転勤・再就職)
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与等から徴収する。
特別徴収義務者指定番号
所在地
フリガナ
名称
個人番号又は法人番号
連絡者
係
氏名
TEL () (内線)

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
2,000,000 円	0 円
社会保険料額	勤続年数
130,000 円	1年 2 ヵ月

場合の理由

1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。

2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。

3. その他 理由 ()

ご注意

- 「宛名番号」の欄には(特別徴収税額通知書)に記載された宛名番号を記入してください。
- 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
- 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
- 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

異動届出書を記入後、南城市役所税務課へ郵送または窓口で提出。